

宇都宮大学「大学名称」,「校章」及び「ロゴマーク」 についての取扱いガイドライン

学長裁定	平成 20 年 10 月 20 日
一部改正	平成 21 年 4 月 1 日
〃	平成 22 年 3 月 19 日
〃	平成 31 年 4 月 1 日
〃	令和 3 年 4 月 1 日

平成 20 年 9 月にロゴマークが商標登録されたことにもない、宇都宮大学のイメージ戦略に則り、ビジュアル要素を整理するために、このガイドラインを定める。

I) 定義

1) 大学名称

国立大学法人宇都宮大学, 宇都宮大学, UTSUNOMIYA UNIVERSITY のほか, 宇大, 宇都宮大, The University of Utsunomiya, その他の宇都宮大学を連想させる名称を全て大学名称という。

2) 校章

故 羽野禎三 元宇都宮大学学芸学部教授がデザインした, 栃木県を象徴する男体山が中禅寺湖に映る雄姿を図案化し, その中心に「大学」の文字を配したものを校章という。

3) ロゴマーク

公募により応募のあった中からロゴマーク選考委員会によって選定されたロゴマーク 1 (最優秀作), ロゴマーク 2 (優秀作), ロゴマーク 3 (優秀作), ロゴマーク 4 (優秀作) の 4 点をロゴマークという。

4) グッズ

大学グッズとは, 大学が公式に使用する名刺, 封筒, 紙袋, 大学行事におけるイベント用グッズ (例: ユニフォーム, 配布物), 広報素材 (例: ポスター, カタログ, 入場券) 及びその他で, 大学が製作を許可し, 原則として大学経費により作成するモノ・サービスをいう。

キャンパスグッズとは, 本学役員及び職員 (以下「本学役職員」という。) または学生が, 研究室, サークル, 及びその他の仲間内で使うためのモノ・サービス, 並びに大学が販売を許可したモノ・サービスをいう。

II) 使用範囲

1) 校章の使用範囲

校章が使用できるのは, 原則として大学旗並びに大学グッズの名刺, 封筒及び本学発行の印刷物に限られる。

その他のモノ・サービスへの使用については, 後述の方法等に従い, 理事 (企画・評価担当) (以下「理事」という。) に届出し, 許可を得なければならない。

2) ロゴマークの使用範囲

(宇都宮大学「大学名称」,「校章」及び「ロゴマーク」についての取扱いガイドライン)

ロゴマークは広く使用できるが、別に定めるデザインマニュアルに基づいて使用しなければならない。また、ロゴマーク1の使用を第一優先とする。

大学グッズ、看板、ポスター、イベント印刷物、及び学内で発行される印刷物に使用できるのは、ロゴマーク1のみとする。

キャンパスグッズの場合、ロゴマーク1、ロゴマーク2、ロゴマーク3、ロゴマーク4を使用することができる。

Ⅲ) 使用方法等

1) 使用許可

大学名称、校章及びロゴマークを使用する場合は、「使用許可願兼非売企画書(別紙様式1)」(以下「非売企画書」という。)または「使用許可願兼販売企画書(別紙様式2)」(以下「販売企画書」という。)及び「仕様書(別紙様式3)」(以下「仕様書」という。)を理事に届出し、許可を得なければならない。ただし、次の1～3の場合に限り、届出を省略できる。

1. 大学名称について、本学役職員及び本学に関係のある個人または団体が、非売のモノ・サービスに使用する場合。
2. 校章について、本学役職員が、本学の業務のため大学旗並びに大学グッズのうち名刺、封筒及び本学発行の印刷物に使用する場合。
3. ロゴマークについて、本学役職員が、本学の業務のため非売のモノ・サービスに使用する場合。ただし、事前に原稿、サンプル等を広報室へ提出し、確認を受けるものとする。

2) 非売のモノ・サービスでの使用手続き及び罰則

大学グッズ及びキャンパスグッズにおいて、モノ・サービスを、大学名称、校章、ロゴマークを使って製作・提供する場合には、理事に非売企画書を届出し、許可を得なければならない。

なお、許可後、届出の内容と異なっていた場合は、許可を取り消すことがある。

3) 販売のモノ・サービスでの使用手続き及び罰則

キャンパスグッズとして、大学名称、校章、ロゴマークの入った商品等(無料で不特定者に配布するキャンパスグッズも含む)(以下「商品等」という。)を販売しようとする場合は、理事に販売企画書及び仕様書を届出し、許可を得なければならない。なお、許可を得るまで、商品等を製作することはできない。

理事は、販売企画書及び仕様書において、商品化されるモノ・サービスが適切であるかを判断する。許可が下りた後、別途「使用許諾契約書」を締結し、サンプルを理事に提出後、販売することができる。

販売開始後に問題が発生した場合は、販売中のモノ・サービスを速やかに回収しなければならない。

Ⅳ) 広報、広告、宣伝、その他の活動

大学の業務に際しては、イメージ戦略として大学名称、校章、ロゴマークを積極的に活用するものとする。

V) 留意事項

届出、許可の手続きを経ずに、大学名称、校章、ロゴマークを使用したモノ・サービスについては、不正競争防止法（平成5年法律第47号）を含む法律に則り排除する場合があります。

VI) 管理及び事務

大学名称、校章及びロゴマークの管理及び事務については広報室において処理する。

附 則

このガイドラインは、平成20年11月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、平成21年4月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、平成22年4月1日から適用する。

附 則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

使用許可願兼非売企画書

令和 年 月 日

宇都宮大学理事 殿

申請者 氏名または団体名： _____
住 所： _____
担当者所属： _____
担当者氏名： _____
担当者電話番号： _____
担当者 e-mail： _____

下記とおりに使用したいので、許可願います。
なお、使用に際してはデザインマニュアルを遵守します。

記

使用するロゴマーク等 (○で囲む)	大学名称 校 章 ロゴマーク 1 ログマーク 2 * ログマーク 3 * ログマーク 4 * <small>*キャンパスグッズのみ使用可能</small>
使 用 目 的	
作製するグッズの名称	数 量
グッズにおけるロゴ マーク等の使用位置	

使用許可願兼販売企画書

令和 年 月 日

宇都宮大学理事 殿

申請者 氏名または法人名： _____
住 所： _____
担当者所属： _____
担当者氏名： _____
担当者電話番号： _____
担当者 e-mail： _____

下記及び仕様書（別紙様式 3）のとおり使用したいので、許可願います。なお、使用に際してはデザインマニュアルを遵守します。また、販売に関しては別途「使用許諾契約書」を締結します。

記

使用するロゴマーク等 (○で囲む)	大学名称 校 章 ロゴマーク 1 ログマーク 2 * ログマーク 3 * ログマーク 4 * *キャンパスグッズのみ使用可能		
使 用 目 的			
作製するグッズの名称		数 量	
グッズにおけるロゴ マーク等の使用位置			

仕 様 書

令和 年 月 日

宇都宮大学理事 殿

申請者 氏名または法人名： _____
住 所： _____
担当者所属： _____
担当者氏名： _____
担当者電話番号： _____
担当者 e-mail： _____

使用許可願件販売企画書（別紙様式 2）に係る使用は、下記のとおりです。

記

作成するグッズの仕様 （詳しく記入）	素材： 品質： 色： サイズ： その他： ※デザイン画を添付すること
販売・無慮配布の別 （○で囲む）	販売 無料配布
販売価格	円（うち、消費税 円）
販売・配付地域 及び方法	